

# 恩 給 の 種 類

(千人)

(千人)

本人に対する給付		受給者数 <small>(うち一般文官)</small>	(転給関係)	遺族に対する給付		受給者数 <small>(うち一般文官)</small>	
普通恩給	最短期限(文官等17年、旧軍人 兵・下士官12年、 准士官以上13年)以上在職して退職した者  ○最低保障額 例えば 長期在職者の場合(高齢者) …… 1,132,700円 〽 短期在職者の場合(实在6年未満) …… 568,400円	7 (241人)	・ → (平病死)	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族 ○最低保障額(寡婦加算 152,800円を含む額) 例えば 長期在職者の場合 …… 944,800円 〽 短期在職者(实在6年未満) …… 557,600円	191 (3)	
傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者 (項症者) ○第1項症 …… 5,723,000円 〽 第7項症 …… 1,853,000円	・ → (公務死) ・ → (平病死)	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族(戦没者の遺族が その代表例) ○最低保障額(遺族加算 152,800円を含む額) …… 1,966,800円	10 (190人)	
		この他、必ず普通 恩給が併給され る。		増加非公務扶助料	公務以外の事由により死亡(平病死)した増加恩給 受給者の遺族 ○最低保障額(遺族加算 152,800円を含む額) …… 1,573,500円	7 (49人)	
	傷病年金	公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達し ないが、一定程度以上の障害を有する者(款症者) ○第1款症 …… 1,686,000円 〽 第4款症 …… 961,000円	865人 (4人)	・ → (職務関連死)	特例扶助料	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病に より死亡した旧軍人等の遺族 ○最低保障額(遺族加算 152,800円を含む額) …… 1,573,500円	407人
	特例傷病恩給	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連して受傷罹病 し、障害を有する旧軍人等 ○第1項症 …… 4,363,000円 〽 第5款症 …… 743,000円	52人	・ → (平病死)	傷病患者遺族特別年金	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族 ○傷病年金等の受給者の遺族(遺族加算 152,800円 を含む額) …… 557,600円	8 (10人)
		9 (280人)				217 (3)	
						226 (4)	

(注1) 受給者数及び金額は令和2年度予算である。

(注2) 恩給法において遺族とは、「配偶者、未成年の子、父母、重度障害(増加恩給が支給される程度の障害)を有する成年の子、祖父母」をいう。

(注3) 他に、国会議員互助年金(681名)があるが、この受給者数を含むと年金恩給受給者数の総計は226千人である。

(注4) 受給者が1千人未満の場合は、単位「人」を付した上で実数を表記している。